

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第2編第9条 第2編第10条	第2編第9条 第2編第10条	} 平成12年8月30日の閣議決定による、一般酒類小売業免許に係る需給調整要件の緩和措置の実施時期変更に伴う取扱いについて所要の整備を図った。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 編 酒税法関係</p> <p>第 9 条 酒類の販売業免許</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1～8 (省略)</p> <p>9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 申請書等は、<u>免許年度(9月1日から翌年の8月31日までをいう。ただし、平成11免許年度については、平成11年9月1日から翌年12月31日までをいい、平成12免許年度については、平成13年1月1日から同年8月31日までをいう。以下同じ。)</u>内の何時においても提出できるのであるから留意する。ただし、大型店舗酒類小売業免許に係る申請書は、原則として、免許を受けようとする大型店舗の開店予定日又は増床の日の2か月以前に提出させる。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>10 一般酒類小売業免許の取扱い</p> <p>一般酒類小売業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 申請要領の公告</p> <p>税務署長は、免許の要件、小売販売地域(第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(1)、(3)及び(4)の定めにより設定した地域単位をいう。以下同じ。)別の年度内免許枠(第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(6)の定めにより確定したものをいう。以下同じ。)及び格付、申請手続その他申請に必要な事項を記載した申請要領を<u>免許年度の開始日(当該開始日が、土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日とする。ただし、平成12免許年度については、平成13年1月4日とする。)</u>に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。</p> <p>(2) 公開抽選の対象となる申請書等の提出期間</p> <p>次の(5)に定める公開抽選の対象となる一般酒類小</p>	<p>第 2 編 酒税法関係</p> <p>第 9 条 酒類の販売業免許</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1～8 (同左)</p> <p>9 酒類販売業免許等の申請書等の取扱い</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 申請書等は、<u>免許年度(9月1日から翌年の8月31日までをいう。以下同じ。)</u>内の何時においても提出できるのであるから留意する。ただし、大型店舗酒類小売業免許に係る申請書は、原則として、免許を受けようとする大型店舗の開店予定日又は増床の日の2か月以前に提出させる。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>10 一般酒類小売業免許の取扱い</p> <p>一般酒類小売業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 申請要領の公告</p> <p>税務署長は、免許の要件、小売販売地域(第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(1)、(3)及び(4)の定めにより設定した地域単位をいう。以下同じ。)別の年度内免許枠(第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(6)の定めにより確定したものをいう。以下同じ。)及び格付、申請手続その他申請に必要な事項を記載した申請要領を<u>免許年度の開始日</u>に税務署の掲示場その他税務署内の見やすい場所に掲示し公告する。</p> <p>(2) 公開抽選の対象となる申請書等の提出期間</p> <p>次の(5)に定める公開抽選の対象となる一般酒類小</p>

改 正 後	改 正 前
<p>売業免許の申請書等の提出期間は、原則として、<u>9月1日から同月30日（当該期間の初日又は最終日が土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日とする。ただし、平成12免許年度については、平成13年1月4日から同月31日とする。以下「抽選対象申請期間」という。）</u>までとする。</p> <p>ただし、期限を定めた上で申請書等又は添付書類の補正及び再提出をしようとし、当該期限までに再提出されたものについては、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。</p> <p>(3)～(4)（省略）</p> <p>(5) 申請書等の審査順位の決定</p> <p>抽選対象申請期間内に提出され受理した申請書等については、次に定める公開抽選により決定される審査順位の順に審査を行う。</p> <p>抽選対象申請期間後に提出され受理した申請書等については、公開抽選により決定された審査順位の最後の順位の次から受理した順に審査する。</p> <p>イ 抽選実施日</p> <p>抽選は、<u>10月1日（ただし、平成12免許年度については、平成13年2月1日）以降速やかに実施する。</u></p> <p>ロ～チ（省略）</p> <p>(6) 審査及び免許付与の決定</p> <p>受理した申請書等を(5)に定めるところにより決定した審査順位に従って審査を行い、当該小売販売地域における当該免許年度の年度内免許枠の範囲内で免許要件を満たす者から順次免許を付与する。</p> <p>なお、<u>平成12年12月31日</u>までの間においては、複数の申請販売場が第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(5)に定める基準距離内に存在している場合は、これらの複数の申請販売場に係る審査については次による。</p> <p>イ～ロ（省略）</p> <p>11～24（省略）</p> <p>第10条 免許の要件</p>	<p>売業免許の申請書等の提出期間は、原則として、<u>9月1日から同月30日（土曜日又は日曜日の場合は、その次の月曜日とする。以下「抽選対象申請期間」という。）</u>までとする。</p> <p>ただし、期限を定めた上で申請書等又は添付書類の補正及び再提出をしようとし、当該期限までに再提出されたものについては、抽選対象申請期間内に提出されたものとして取り扱う。</p> <p>(3)～(4)（同左）</p> <p>(5) 申請書等の審査順位の決定</p> <p>抽選対象申請期間内に提出され受理した申請書等については、次に定める公開抽選により決定される審査順位の順に審査を行う。</p> <p>抽選対象申請期間後に提出され受理した申請書等については、公開抽選により決定された審査順位の最後の順位の次から受理した順に審査する。</p> <p>イ 抽選実施日</p> <p>抽選は、<u>10月1日</u>以降速やかに実施する。</p> <p>ロ～チ（同左）</p> <p>(6) 審査及び免許付与の決定</p> <p>受理した申請書等を(5)に定めるところにより決定した審査順位に従って審査を行い、当該小売販売地域における当該免許年度の年度内免許枠の範囲内で免許要件を満たす者から順次免許を付与する。</p> <p>なお、<u>平成12年8月31日</u>までの間においては、複数の申請販売場が第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(5)に定める基準距離内に存在している場合は、これらの複数の申請販売場に係る審査については次による。</p> <p>イ～ロ（同左）</p> <p>11～24（同左）</p> <p>第10条 免許の要件</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第11号関係</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 一般酒類小売業免許の需給調整要件</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 平成11免許年度における小売販売地域の設定及び格付</p> <p>平成11免許年度においては、平成10免許年度において設定していた小売販売地域について、(2)により小売販売地域の格付を行った後、イからこの順により小売販売地域を統合し、ホにより格付する。</p> <p>イ～ロ（省略）</p> <p>ハ <u>既存小売業免許場数（小売販売地域ごとの免許年度開始日の前日現在の休業場を除いた一般酒類小売業免許場数をいう。以下同じ。）</u>が25未満の小売販売地域（イ及びロにより統合した後の小売販売地域並びにこの定めにより統合した後の小売販売地域を含む。）については、当該小売販売地域に隣接する同一税務署管轄区域内の他の小売販売地域のうち、平成11年3月31日現在において、最も人口の少ない小売販売地域（小売販売地域の格付を問わない。）と統合し、1つの小売販売地域として設定する。</p> <p>なお、これにより統合の対象とならなかった既存小売業免許場数が25未満の小売販売地域（イ及びロにより統合した後の小売販売地域並びにこの定めにより統合した後の小売販売地域を含む。）のうち、本州、北海道、九州、四国及び沖縄本島以外の島に所在する地域については、当該地域と最短距離にある同一税務署管轄区域内の他の小売販売地域（小売販売地域の格付を問わない。）と統合し、1つの小売販売地域として設定する。</p> <p>ニ～ホ（省略）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>(5) 距離基準</p> <p>平成12年12月31日までの間は、申請販売場と既存の一般酒類小売販売場との距離がおおむね次に定め</p>	<p>第11号関係</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 一般酒類小売業免許の需給調整要件</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 平成11免許年度における小売販売地域の設定及び格付</p> <p>平成11免許年度においては、平成10免許年度において設定していた小売販売地域について、(2)により小売販売地域の格付を行った後、イからこの順により小売販売地域を統合し、ホにより格付する。</p> <p>イ～ロ（同左）</p> <p>ハ <u>既存小売業免許場数（小売販売地域ごとの免許年度開始直前の8月31日現在の休業場を除いた一般酒類小売業免許場数をいう。以下同じ。）</u>が25未満の小売販売地域（イ及びロにより統合した後の小売販売地域並びにこの定めにより統合した後の小売販売地域を含む。）については、当該小売販売地域に隣接する同一税務署管轄区域内の他の小売販売地域のうち、平成11年3月31日現在において、最も人口の少ない小売販売地域（小売販売地域の格付を問わない。）と統合し、1つの小売販売地域として設定する。</p> <p>なお、これにより統合の対象とならなかった既存小売業免許場数が25未満の小売販売地域（イ及びロにより統合した後の小売販売地域並びにこの定めにより統合した後の小売販売地域を含む。）のうち、本州、北海道、九州、四国及び沖縄本島以外の島に所在する地域については、当該地域と最短距離にある同一税務署管轄区域内の他の小売販売地域（小売販売地域の格付を問わない。）と統合し、1つの小売販売地域として設定する。</p> <p>ニ～ホ（同左）</p> <p>(4)（同左）</p> <p>(5) 距離基準</p> <p>平成12年8月31日までの間は、申請販売場と既存の一般酒類小売販売場との距離がおおむね次に定め</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る小売販売地域の格付けごとの基準距離以上である場合には、一般酒類小売業免許を付与する。</p> <p>なお、平成13年1月1日以降については、申請販売場と既存の一般酒類小売販売場との距離にかかわらず、一般酒類小売業免許を付与する。</p> <p>A 地域 100 m B 地域 100 m C 地域 150 m</p> <p>ただし、A 地域における基準距離については、人口30万人以上の都市において国税局長が指定する主要駅からおおむね 500m以内にある商業地域にあつては50mとする。</p> <p>(注)(省略) (6)~(7)(省略)</p>	<p>る小売販売地域の格付けごとの基準距離以上である場合には、一般酒類小売業免許を付与する。</p> <p>なお、平成12年9月1日以降については、申請販売場と既存の一般酒類小売販売場との距離にかかわらず、一般酒類小売業免許を付与する。</p> <p>A 地域 100 m B 地域 100 m C 地域 150 m</p> <p>ただし、A 地域における基準距離については、人口30万人以上の都市において国税局長が指定する主要駅からおおむね 500m以内にある商業地域にあつては50mとする。</p> <p>(注)(同左) (6)~(7)(同左)</p>